

8 網取り・網放し料金

東京シップサービス株式会社
 東京都港区海岸三丁目1番3号
 TEL 03-3455-2121・1461
 FAX 03-3455-2167・2176

(1) 平日基本料金

(単位：円)

船舶の総トン数	岸壁			片浮標			両浮標		
	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料
0～299	16,900	10,500	6,400	16,600	10,300	6,300	22,900	14,200	8,700
300～499	17,800	11,000	6,800	17,400	10,900	6,500	24,100	14,900	9,200
500～999	18,900	11,800	7,100	18,600	11,600	7,000	25,300	15,800	9,500
1000～2999	36,800	22,900	13,900	32,700	20,300	12,400	45,000	28,000	17,000
3000～4999	40,400	25,100	15,300	36,700	22,800	13,900	50,200	31,100	19,100
5000～9999	56,300	34,900	21,400	50,700	31,400	19,300	69,200	42,900	26,300
10000～14999	67,300	41,700	25,600	60,700	37,700	23,000	83,600	51,900	31,700
15000～19999	80,500	49,900	30,600	69,500	43,300	26,200	95,500	59,300	36,200
20000～24999	93,000	57,800	35,200						
25000～29999	103,700	64,200	39,500						
30000～34999	114,300	70,900	43,400						
35000～39999	123,200	76,500	46,700						
40000～44999	139,300	86,300	53,000						
45000～49999	153,900	95,200	58,700						
50000～54999	168,700	104,400	64,300						
55000～59999	182,900	113,100	69,800						
60000～64999	198,100	122,500	75,600						
65000～69999	212,400	131,300	81,100						
70000～74999	226,700	140,100	86,600						
75000～79999	241,000	148,900	92,100						

※船舶の総トン数80,000トン以上は、5,000トンまたはその端数を増す毎に、網取料8,800円、網放料5,500円を申し受けます。

(2) 休・祭日基本料金

休・祭日(メーデーを含む。)及び年末年始(12月30日から1月3日)の基本料金は平日基本料金の150%とします。

日曜日と国民の休日が重なったときは、翌日を休日扱いとします。

(3) 割増料金

- 1) 時間外割増
 - 自 6 時 01 分 至 8 時 30 分…………… 70%増
 - 自 16 時 31 分 至 22 時 00 分…………… 60%増
 - 自 22 時 01 分 至翌 6 時 00 分…………… 120%増
- 2) 荒雨雪天割増(荒天とは気象庁の発表する注意報発令下)…………… 50%増
- 3) 接舷船・ドルフィン及びドルフィン類似バース…………… 50%増
- 4) 特別ドルフィンバース(木材投下泊地)…………… 75%増
- 5) 船主のご要望により、先取りボートを1隻増す場合…………… 40%増

6) 特別地域割増

10号地その1…………… 35%増

10号地以東の地域(材木投下バース14号地・15号地)…………… 75%増

大井ふ頭その2、中央防波堤内側ばら物ふ頭から以南

大井食品ふ頭、京浜6区…………… 75%増

(4) 待機料金

現場待機となった場合、1時間またはその端数を増す毎に作業料金の20%

(5) 手配解除料金

現場で本船側の都合で作業を取消された場合作業料金の50%

※ 備考

- ① 通常の綱取り・綱放しの他に、特にお客様の都合により休祭日及び時間外にご用命された場合は、基本料金50%の割増料金を申し受けます。
- ② 1,000ト未満の綱取作業料金には、先取りボートの料金は含まれておりません。先取りボートご用命の場合は、別途60%の割増料金を申し受けます。
- ③ 諸料金合計金額の10%が、消費税及び地方消費税として加算されます。